

八王子市立加住小中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。特に、

- (1) いじめは「しない させない 許さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学年をつくる。
- (3) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめている子どもに対しては毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

2 主な取り組み

(1) 道徳教育等の充実

- ① 道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ② コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ③ 児童会・生徒会においていじめ問題への取り組みを継続的に行う。
- ④ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童・生徒の豊かな心を育むための取り組みを推進する。

(2) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 児童・生徒の発達段階に応じて、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりを行う。
- ② 生活指導部会を中心に定期的に児童・生徒の情報を共有し、組織的に対応する。
- ③ 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童・生徒アンケートを年3回実施する。
- ④ 教育相談週間を設け、担任と児童・生徒の面談を実施する。
- ⑤ スクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。
- ⑥ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- ⑦ いじめ事案一覧やQUを活用する。
- ⑧ 週1回「いじめ対策委員会」で話し合い、いじめの早期発見や再発防止に努める。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

- ① 児童・生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 重大ないじめが発生した場合の対応

- (1) 「いじめ対策委員会」において組織的に対応する。校長の管理の下、全教職員で組織する。
- (2) いじめの事実関係を細部にわたり明確にする。(児童・生徒からの聞き取りを丁寧に行う。)
- (3) いじめを受けた児童・生徒またはその保護者に対して必要な情報を提供するとともに、適切に支援を行う。
- (4) いじめを行った児童・生徒に対する指導およびその保護者に対して助言を行う。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
必要に応じて教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。